

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年10月2日

水 曜 日

第 3674 号

目 次

告 示

- 飼料試験結果の公表 1

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催 3
- 公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 8

監査委員公告

- 監査の結果の公表 12

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第399号

飼料試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成25年8月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料又は飼料添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験項目 | 違反の有無及び違反の内容 |
|----------------------|------------------|--------------|--------------|----------|---|--------------|
| 北信産業㈱ 長野県長野市 | 東部家畜保健衛生所管内牛飼養農家 | 牛用混合飼料 | セサミ育成用前期 | H25. 7 | 重金属ーカドミウム、鉛、水銀 かび毒ーアフラキシンB1 動物性飼料ー肉骨粉 | 無 |
| 北信産業㈱ 長野県長野市 | 同上 | 牛用混合飼料 | セサミヘルスフィード | H25. 8 | 重金属ーカドミウム、鉛、水銀 かび毒ーアフラキシンB1 動物性飼料ー肉骨粉 | 無 |
| 沼田製粉㈱飼料工場 富山県小矢部市 | 同左 | ふすま | ブランフィードDN85 | H25. 8 | 動物性飼料ー肉骨粉 | 無 |
| 同上 | 同左 | ふすま | 特撰ふすま | H25. 8 | 動物性飼料ー肉骨粉 | 無 |

備考

- 1 試験項目の欄は、分析した検査項目を示す。
- 2 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を示す。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）第3条の規定により公示する。

平成25年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成25年10月25日（金） 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

富山県高岡総合庁舎 1 階 102会議室

3 意見を聴こうとする案件

二上山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施

公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第5項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成25年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山県経営管理部文書学術課が指定した場所又は受託者の申請により同課が認めた場所

(5) システム等稼動予定日 平成27年4月1日

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者が、共同企業体方式による場合にあつては(1)に、一企業による場合にあつては(2)に示すとおりとする。

(1) 共同企業体

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(ア) 施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であつて、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第 154号）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であつて、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(エ) 公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務に係る総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼

誓約書を提出した時から入札書を提出した時までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が5年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。
- (イ) 共同企業体の構成員のいずれかが、入札日前3年の間に国又は地方公共団体（都道府県又は政令市）においてWeb方式又はクライアント・サーバ方式の独立行政法人用の財務会計システム、又は本件入札に付する事項に類似するシステムの開発業務について、元請けとして委託契約を締結した実績を有すること。
- (ウ) 共同企業体の代表構成員は、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）認証の認定を取得していること。
- (エ) 共同企業体協定書を締結していること。
- (オ) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

(2) 一企業

- (1)に掲げる要件（イの(エ)を除く。）を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒939-0398 富山県射水市黒河5180

富山県経営管理部文書学術課県立大学法人化推進班

（富山県立大学内）

電話 0766-56-7500 内線 235

- (2) 入札説明書等の交付方法

平成25年10月2日から10月10日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時か

ら正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、前記(1)の場所において無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所等

ア 日時 平成25年10月11日（金）午後 1 時30分から

イ 場所 〒939-0398 富山県射水市黒河5180

富山県立大学 合同棟 2階 会議室 L 2 0 5

ウ その他 入札説明会への出席者数は 2 名を上限とする。

(4) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出期限

平成25年10月25日（提出の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。）

イ 申請書等の提出方法

郵送又は持参とする（郵送による場合は、封筒に「公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務資格審査書類在中」と朱書きの上、書留郵便によるものとし、アの提出期限までに(1)の場所に必着のこと。）。

ウ 提出部数 各 1 部

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時 平成25年11月15日（金）午後 1 時30分

(2) 入札及び開札の場所 〒939-0398 富山県射水市黒河5180

富山県立大学 合同棟 2階 会議室 L 2 0 5

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 3 の(1)の機関に届け出るものとする。

5 入札保証金に関する事項

免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

7 入札の方法

- (1) 本件入札は、共同企業体又は一企業による総合評価一般競争入札の方法により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第十八条第3項の規定により、契約時点において消費税率または消費税率の適用時期について変更等があった場合は、法に従い契約時点の消費税率を適用することとする。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、総合評価のための提案書の内容が仕様書等の記載事項のすべてを満たす提案をした入札者の中から、公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務総合評価のための提案実施要領等で定める評価方法をもって落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Contract work details:

Financial accounting system and personnel wage system for Public University Corporation Toyama Prefectural University

- (2) Bid submission deadline:

1:30 p.m., November 15, 2013(If submitting bid by mail, it must be sent by registered mail in security envelope with “公立大学法人富山県立大学(仮称)財務会計システム及び人事給与システム等設計・開発業務入札書(提案書等)在中” on the front of the envelope, and arrive no later than 5:00 p.m., November 14, 2013.)

- (3) Contact information(Office in charge of this notice):

Documents Academic Affairs Division
Management & Administration Department
Toyama Prefectural Government
5180 Kurokawa, Imizu-shi, Toyama-ken 939-0398
Tel.0766-56-7500(235) (Japanese only)

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年10月 2 日

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

情報教育研修システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年1月16日から平成32年1月15日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第152号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 入札に参加するものに求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0866 富山市高田 525番地

富山県総合教育センター企画調整部総務課

電話 076-444-6161, 6162 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年10月3日から同年10月18日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月9日 午前10時

イ 場所 〒930-0866 富山市高田 525番地

富山県総合教育センター 334研修室

(4) 入札書の提出期限

平成25年11月11日 午前10時00分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年11月15日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-0866 富山市高田 525番地

富山県総合教育センター 334研修室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の

した入札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間（72箇月）の賃借料の月額金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be obtained:

Educational Information Research System, one set.

(2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on November 11, 2013

(3) Contact point for notification:

The General Affairs Division

The Planning and Adjustment Department

Toyama Prefectural General Education Center

525 Takata, Toyama-shi, Toyama pref.

930-0866 Japan

Telephone: 076-444-6161, 6162

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、平成25年 8 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月 2 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 富山県監査委員 | 坂 | 野 | 裕 | 一 |
| 富山県監査委員 | 渡 | 辺 | 守 | 人 |
| 富山県監査委員 | 酒 | 井 | 三 | 郎 |
| 富山県監査委員 | 桶 | 屋 | 泰 | 三 |

1 監査対象箇所

| | | 監 査 年 月 日 |
|-------|-----------|---------------|
| 議会事務局 | 議 会 事 務 局 | 平成25年 8 月 22日 |
| 経営管理部 | 県 立 大 学 | 平成25年 8 月 22日 |
| 厚生部 | 厚 生 企 画 課 | 平成25年 8 月 6 日 |
| 同 | 高 齢 福 祉 課 | 平成25年 8 月 2 日 |

| 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|--------|-------------------------|----------------|
| 厚生部 | 児 童 青 年 家 庭 課 | 平成25年 8 月 5 日 |
| 同 | 障 害 福 祉 課 | 平成25年 8 月 6 日 |
| 同 | 医 務 課 | 平成25年 8 月 5 日 |
| 同 | 健 康 課 | 平成25年 8 月 5 日 |
| 同 | 生 活 衛 生 課 | 平成25年 8 月 2 日 |
| 同 | く す り 政 策 課 | 平成25年 8 月 2 日 |
| 商工労働部 | 商 工 企 画 課 | 平成25年 8 月 8 日 |
| 同 | 経 営 支 援 課 | 平成25年 8 月 8 日 |
| 同 | 商 業 ま ち づ くり 課 | 平成25年 8 月 8 日 |
| 同 | 立 地 通 商 課 | 平成25年 8 月 9 日 |
| 同 | 労 働 雇 用 課 | 平成25年 8 月 9 日 |
| 同 | 職 業 能 力 開 発 課 | 平成25年 8 月 9 日 |
| 農林水産部 | 新 川 農 林 振 興 セ ン タ ー | 平成25年 8 月 23 日 |
| 同 | 富 山 農 林 振 興 セ ン タ ー | 平成25年 8 月 23 日 |
| 同 | 小 矢 部 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 30 日 |
| 土 木 部 | 新 川 土 木 セ ン タ ー | 平成25年 8 月 20 日 |
| 同 | 高 岡 土 木 セ ン タ ー | 平成25年 8 月 28 日 |
| 同 | 砺 波 土 木 セ ン タ ー | 平成25年 8 月 28 日 |
| 同 | 和 田 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 28 日 |
| 同 | 利 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 28 日 |
| 同 | 白 岩 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 19 日 |
| 同 | 子 撫 川 統 合 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 19 日 |
| 同 | 境 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成25年 8 月 19 日 |
| 出 納 局 | 検 査 室 | 平成25年 8 月 20 日 |
| 同 | 出 納 課 | 平成25年 8 月 20 日 |
| 同 | 総 務 会 計 課 | 平成25年 8 月 20 日 |
| 同 | 高 岡 出 納 室 | 平成25年 8 月 20 日 |

監査対象箇所

監 査 年 月 日

出 納 局 研 波 出 納 室

平成25年 8 月 20 日

2 監査対象年度

平成 2 4 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 河川占用料の歳入調定に誤りがあった。
- イ 歳入調定に遅延しているものがあった。
- ウ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- エ 旅費の支給に誤りがあった。
- オ 支出科目を誤っているものがあった。
- カ 支払事務に遅延しているものがあった。
- キ 試験問題の出題誤りによる損害賠償があった。
- ク 備品の登録もれがあった。
- ケ 物品出納計算書及び物品現在高調書の内容を誤っているものがあった。
- コ 財産に関する調書の報告内容について、一部に報告が遅れていたものがあった。
- サ 交通事故による損害が生じた。
- シ 施設管理事故による損害賠償があった。（3箇所）